

ID: 684

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	無許可施設等に対する措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第16条の6第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の6第1項の規定による。</p> <p>第16条の6 市町村長等は、第10条第1項ただし書の承認又は第11条第1項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日